

仕様書番号	4031
作成年月日	令和4年8月3日
作成部隊等	高田駐屯地業務隊管理科
作成者	防衛技官 土田 英之

(4) 非常用発電設備保守点検役務

件名	(4) 非常用発電設備保守点検役務		
図面	表紙	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	1/5

共通仕様書

1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書最新版並びに関係規則を順守するものとする。

2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本工業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの企画の制定にないものについては、監督官の指示を受けるものとする。

4 水道電気料等の使用

本役務に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、本役務で使用する水道電気料等は特記によるものとする。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に關する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図るものとする。

6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記によるものとする。

7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受けるものとする。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払うものとする。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行うものとする。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施すものとする。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償するものとする。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期するものとする。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあつては、命綱をとる等、適宜な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用するものとする。

11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得るものとする。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出するものとする。

13 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後及び作業後に隠蔽となる箇所並びに材料検査等の状況を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出するものとする。

件名	(4) 非常用発電設備保守点検役務		
図面	共通仕様書	縮尺	=
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2/5

特記仕様書

1 役務件名

(4) 非常用発電設備保守点検役務

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 役務概要

非常用発電設備各機器の保守点検 一式

各機器の点検区分及び詳細は、別表第1、別表第2のとおり。

4 特記事項

- (1) 本役務の実施要領は「建築保全業務共通仕様書」及び「非常用自家発電設備保全マニュアル（社団法人日本内燃力発電設備協会）」並びに「非常用自家発電設備の保守・点検と交換部品について（高圧仕様パワーユニット編）（西芝エンジニアリング株式会社）」に定めるところにより適正に行うものとする。
- (2) 契約完了後、すみやかに工程表を提出し官側の承認を受けた後に着手する。
- (3) 停電を伴う点検及び負荷運転試験は、11月・12月の土・日・祝日とし、細部日程は監督官と調整する。
- (4) 請負者は、保守点検作業完了後、その点検結果を「点検結果報告書(様式随意)」にまとめ、監督官に提出する。また、本非常用発電設備について異常を発見した場合は、異常箇所、内容、処置方法を記載し、その修繕見積をそえて監督官へ提出する。
- (5) 申請及び提出書類は、すべて官側で示す規格様式により作成し提出する。
- (6) 請負者は、金属類以外の発生材について「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切に処分すると共に、処理後、その産業廃棄物管理票(E票)の写しを監督官へ提出する。なお、産業廃棄物管理票及びその他事務に係る経費は請負者の負担とする。
- (7) 負荷運転試験に必要な燃料等は、官側で負担する。

(別表第1)

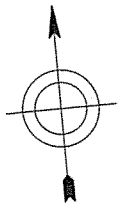
	点検区分	備考
1	設置環境	細部は、「非常用自家発電設備の保守・点検と部品交換について（高圧仕様パワーユニット編）（西芝エンジニアリング株式会社）」(表10. 非常用自家発電設備保守点検基準表)点検種別D点検による。
2	パッケージ関係	
3	エンジン関係	
4	蓄電池関係	
5	制御盤・電気品関係	
6	発電機関係	
7	総合試験関係	負荷運転試験については、実負荷とする。

件名	(4) 非常用発電設備保守点検役務		
図面	特記仕様書	縮尺	---
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3/5

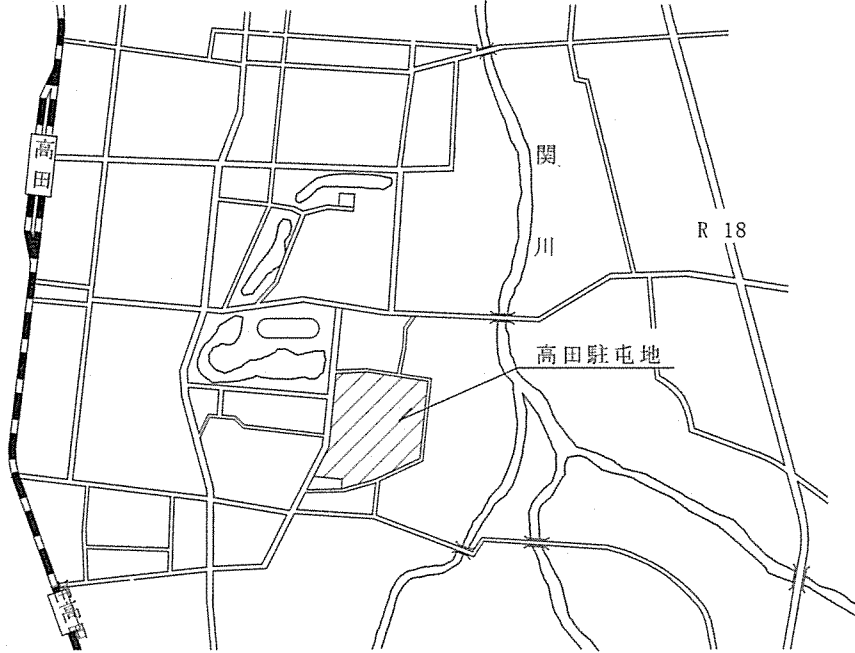
(別表第2)

発 電 機 1 台		備 考
製造所	西芝電機株式会社	
名 称	同期発電機 (パワーユニット)	
形 式	NPFH-625R	
製造年	2012年2月	
製造番号	T813296PAG3A	
電 圧	6600V	
出 力	500KVA	
電 流	43.8A	
回転数	1500min <sup>-1</sup>	
周波数	50Hz	
力 率	0.8	
原 動 機 1 台		備 考
製造業者	株式会社 小松製作所	
機関名称	SA6D170-A	
形 式	直列立形水冷4サイクル (ラジエータ)	
製造年月	2012年10月	
製造番号	24428	
出 力	516kW	
回転速度	1500min <sup>-1</sup>	
始動方式	セルモーター	
燃 種	軽油	
自動始動発電機盤 1面		備 考
規 格	800×1500×2300	
始動用直流電源盤 1面		備 考
規 格	600×750×2300	
発電機切換盤 2面		備 考
規 格	900×1100×2300	
発電機TR盤 1面		備 考
規 格	900×900×2300	

件 名	(4) 非常用発電設備保守点検役務		
図 面	特記仕様書	縮 尺	-
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	4/5

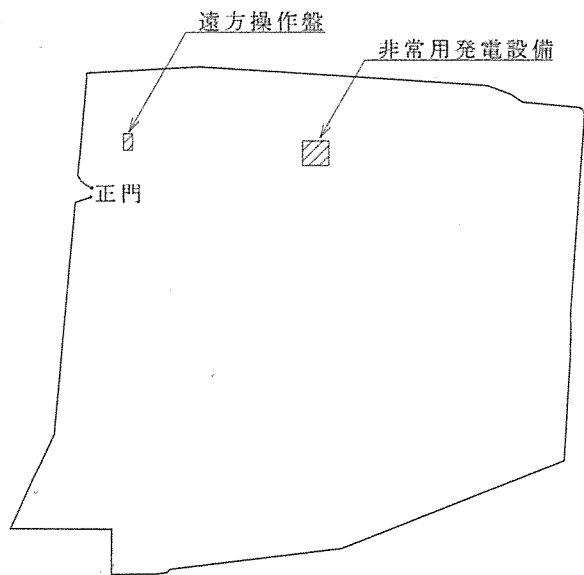


至 直江津



至 長野

案内図 S=1:X



凡 例

. . . 役務実施場所

※ 役務実施場所は、正門より約90～200m地点。

配置図 S=1:X

件 名	(4) 非常用発電設備保守点検役務		
図 面	案内図、配置図	縮 尺	=
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	5 / 5